

# 「旧一般電気事業者らに対する件」の概要

## ①電気の小売供給自由化より前

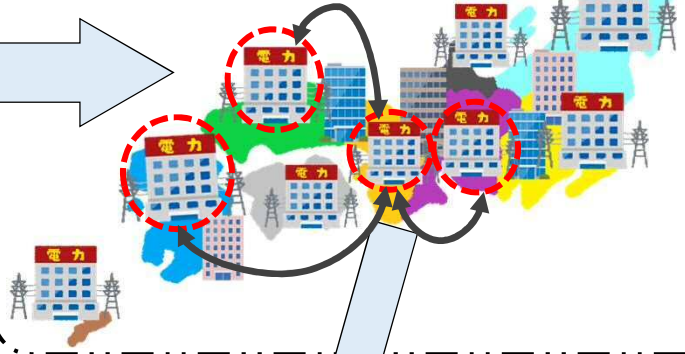
法律に基づき旧一電※10社が、  
各供給区域内で  
**独占的に**  
電気を小売供給



※旧一般電気事業者を指す。

## ②平成29年～30年頃

従来の各供給区域を越えた旧一電の  
小売供給や新電力の参入などにより  
価格競争が進展  
→**電気料金の水準低下**



自社利益の確保が必要・旧一電との安値競争は避けたい

合意

互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限する

旧一電ら  
6社

### 中国電力

対象：相対顧客※  
官公庁等（中国電力管内に所在）

- ①相手方供給区域に所在する相対顧客獲得のための営業活動の制限
- ②関西電力による中国電力管内での入札参加及び安値入札の制限

対象：大口顧客※

相手方供給区域に所在する相手方の大口顧客獲得のための営業活動の制限

### 中部電力

中部電力ミライズ

### 関西電力

### 九州電力

九電みらいエナジー

対象：官公庁等

相手方供給区域での安値入札の制限

※相対顧客：特別高圧需要、高圧大口需要  
又は高圧小口需要に係る電気の利用者  
（官公庁等を除く。）

※大口顧客：特別高圧需要又は高圧大口需要  
に係る電気の利用者（官公庁等を除く。）

自社の供給区域において、  
**電気料金の水準を維持又は上昇させていた**